

四国地区踏切道改良協議会
合同会議設置要綱

(目的)

第1条 四国地区踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、四国内の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他の踏切における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) 法第3条又は第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表1又は別表2に掲げる踏切道（以下「各踏切道」）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省四国地方整備局長又は四国運輸局長とし、副議長は、国土交通省四国運輸局長又は四国地方整備局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。（別表3）
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、合同会議に必要と認める者とする。（別表4）

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関

して指定に向けた具体的検討を行うための踏切道改良検討会を設置することができる。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、必要に応じて議長が自ら、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議事項に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、四国地方整備局道路部地域道路課、及び四国運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月21日から施行する。

この規約は、令和5年2月28日から施行する。

この規約は、令和6年3月5日から施行する。

この規約は、令和7年3月12日から施行する。

別表1 改良すべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
花畑踏切道	平成6年7月28日 (旧々法) 令和6年1月18日	徳島県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (琴平線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (長尾線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
片原町踏切道	令和4年12月16日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
本町踏切道	平成29年1月27日 (旧法)	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
宮西町踏切道	令和7年1月15日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
護国神社通踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
横水踏切道	令和3年4月13日	愛媛県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
出来島踏切道	令和6年1月18日	徳島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
塩上第二踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
坂元踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
三番町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
千舟町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長

末広町踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
前田第1踏切道	令和7年1月15日	小松島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
山下踏切道	令和7年1月15日	高松市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
下村上所踏切道	令和7年1月15日	まんのう町 長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
梅の木踏切道	令和7年1月15日	四国中央市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
多々良踏切道	令和7年1月15日	今治市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
篠原東1踏切道	令和7年1月15日	南国市長	とさでん交通株式会社 代表取締役社長

別表2 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
向良横踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
沖松島第二踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
新川踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
上福岡踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
松前駅北踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長

明治製菓踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
松島踏切道	令和4年7月29日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
津畑東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
栗熊東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長

別表3 議長及び副議長

議長及び副議長	代理
国土交通省四国地方整備局長	国土交通省四国地方整備局道路部道路調査官
国土交通省四国運輸局長	国土交通省四国運輸局鉄道部次長

別表4 構成員

職名
徳島県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
香川県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
愛媛県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
高知県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
徳島市長（道路管理者）
高松市長（道路管理者）
丸亀市長（道路管理者）
まんのう町長（道路管理者）
松山市長（道路管理者）
南国市長（道路管理者）
四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
伊予鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
とさでん交通株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
合同会議に必要と認める者